

システムインフォメーション

No.21XA055

2021年11月25日

セイコーエプソン株式会社

AC 事業推進部

対象システム：財務会計 R4、財務顧問 R4 Professional、財務顧問 R4 Basic、財務応援 R4 Premium、
財務応援 R4 Lite+、財務応援 R4 Lite、財務応援 R4 Lite for IKX、財務応援 R4 工事台帳

財務 R4 電子帳簿保存法の改正（令和 4 年 1 月 1 日施行）に関する 今後の対応予定のお知らせ

電子帳簿保存法の改正に関する財務 R4 の今後の予定をご連絡します。財務 R4 システムの予定インフォメーションは 12 月中旬に別途発行します。

帳簿書類の電子化による生産性の向上等を目的として、令和 3 年度の税制改正において電子帳簿保存法の改正が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について見直しされました。

財務 R4 の電子帳簿保存法の改正（令和 4 年 1 月 1 日施行）への今後の対応予定をご連絡します。なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

電子帳簿保存法の 3 つの区分の改正のポイントは「1. 電子帳簿保存法改正のポイント」をご覧ください。

1. 電子帳簿保存法改正のポイント
2. 財務 R4 の対応の流れとリリース予定時期
3. 財務 R4 1 次版の対応 【2022 年 1 月末予定】
4. 財務 R4 2 次版と「クラウドでの証憑データ保管サービス（別途有償）」
による対応 【2022 年 8 月頃を予定】
5. よくあるお問い合わせと回答

1. 電子帳簿保存法改正のポイント

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和 3 年度の税制改正において、電子帳簿保存法の改正等が行われ（令和 4 年 1 月 1 日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。以下 3 つの区分の改正ポイントをお知らせします。

●電子帳簿等保存制度（区分 1）

(1). 税務署長の事前承認制度の廃止〔帳簿・書類〕

電子的に作成した国税関係帳簿書類を電子データにより保存する場合には、税務署長の事前承認が必要でした。

事業者の事務負担を軽減するため、事前承認制度は廃止されます。

■事前承認制度の廃止の適用期間

帳簿データ	令和 4 年 1 月 1 日以降に備付けを開始する事業年度から適用
書類データおよびスキャナ保存	令和 4 年 1 月 1 日以降に保存を行う国税関係書類から適用



令和 3 年度法改正では、財務省令で定める一定の要件を満たせば、当該帳簿書類を書面に出力することなく、電磁的記録（パソコン）で保存できるようになります。

(2). 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の創設〔帳簿〕

優良な電子帳簿について、あらかじめその旨の届出書を提出した一定の国税関係帳簿（個人・法人の青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者については、過少申告加算税を5%軽減する制度が創設されました。



ポイント

課される過少申告加算税（10%・15%）が5%に減免されます。

(3). 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電子による保存が可能に〔帳簿〕

安価で使い勝手の良いクラウド会計ソフトの活用により、モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす「最低限の要件を満たす電子帳簿」が新たに設けられました。

■電子帳簿等保存制度〔帳簿〕の保存要件（自己が一貫して電子で作成）

改正後は事前認証制を廃止し、2種類の保存制度に再構成されます。

優良な電子帳簿	事前届出により 過少申告加算税を軽減	訂正・削除・追加履歴の確保
		帳簿間の相互関連性の確保
		システムの開発関係書類等の備付け
		見読可能装置の備付け
		検索機能の確保（取引年月日、金額、取引先に限定）

（注）：一定の国税関係帳簿（青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者については過少申告加算税を5%軽減する（令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税から適用）

最低限の要件を満たす電子帳簿	事前手続きなし	システムの開発関係書類等の備付け
		見読可能装置の備付け
		税務調査でダウンロードの求めに応じる

（注）：正規の簿記の原則の原則に従って記録されるものに限る（令和4年1月1日以後に開始する帳簿、保存を行う書類から適用）

●スキャナ保存制度（区分2）**(1). 税務署長の事前承認制度の廃止****(2). タイムスタンプ要件、検索要件等の要件緩和**

①タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。

②受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。

③電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

④検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要となりました。

(3). 適正事務処理要件の全廃

関連する各事務について別の者が行うこととする「相互けん制体制」や処理の内容を定期的に検査する「定期的な検査体制」等の適正事務処理要件については、導入のハードルが高い理由となっていたことから廃止されました。

相互けん制	書類の作成又は受領から入力までの相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制の構築	× 廃止
定期的なチェック	1年に1回以上、処理内容の定期検査の実施。定期検査終了まで原本を破棄は不可	× 廃止
再発防止策	検査等により不備が発生した場合、経営者を含む幹部に報告の上、原因の究明および改善策を構築する体制を整備	× 廃止

(4). スキャナ保存された電子データに関連した不正があった場合の重加算税の加重措置の創設
適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電子データに関して、隠蔽し、または仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れなどに課される重加算税の割合が10%加重される措置が創設されました。

■国税関係書類のスキャナ保存制度の主な保存要件

取引相手から受け取った書類または自己が作成して交付した書類の写しが対象。改正前は、事前（保存開始の3月前）に税務署長の承認が必要。

要件	重要書類	一般書類	改正後
入力期間の制限（書類の受領等後または業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに入力）	●		同左
一定水準以上の解像度およびカラー画像による読み取り（一般書類はグレースケール可）	●	●	同左
タイムスタンプの付与（書類の受領者がスキャンする場合は署名の上3日以内）	●	●	署名廃止、付与は2ヶ月と7営業日以内に（注1）
バージョン管理（訂正または削除の事実および内容の確認）	●	●	同左
入力者情報の確認	●	●	同左
適正事務処理要件（相互牽制、定期的な検査、再発防止）	●		廃止
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	●	●	同左
見読可能装置の備付け（一般書類はグレースケール可）	●	●	同左
システム開発関係書類等の備付け	●	●	同左
検索機能の確保	●	●	取引年月日、金額、取引先に限定（注2）
税務署長の承認	●	●	廃止

（注1）：タイムスタンプ要件に代えて、データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステムまたは訂正削除ができないシステムの利用を要件とすることができる。

（注2）：検索要件について、税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能は不要（令和4年1月1日以後に保存を行う書類から適用）

●電子取引に係るデータ保存制度（区分3）



ポイント

令和4年1月1日以降に行う電子取引の取引情報から、その電子データを保存要件に従って保存しなければなりません。

(1). タイムスタンプ要件及び検索要件の緩和

- ①タイムスタンプの付与期間が、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- ②検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保が不要となりました。
- ③前々事業年度等の売上高が1,000万円以下である者で税務調査においてダウンロードの求めに応じることができる場合には、検索要件の全てが不要とされました。

(2). 適正な保存を担保する措置の導入

- ①電子取引の取引情報に係る電子データについて、その出力書面等の保存をもってその電子データの保存に代えることができる措置は、廃止されました。
- ②電子取引の取引情報に係る電子データに関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合が10%加重される措置が創設されました。

■電子取引に係るデータ保存制度の保存要件（所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合）

要件	改正後
電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発プログラムを使用する場合に限る）	同左
見読可能装置の備付け等	同左
検索機能の確保（検索項目として取引年月日、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目を設定）	・検索項目を取引年月日、取引金額、取引先に限定 ・税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能を不要。 ・前々事業年度等の売上高1千万円以下の者で税務調査においてダウンロードの求めに応じる場合にはすべての検索要件不要
次のいずれかの措置を行う ①タイムスタンプが付された後の授受 ②授受後遅滞なくタイムスタンプを付す ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステムまたは訂正削除ができないシステムを利用 ④正当な理由がない訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け	①同左 ②授受後2月と7営業日以内にタイムスタンプを付す ③同左 ④同左

※：令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報から適用

< 国税庁からの情報 >

[国税庁 | 令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて](#)
[国税庁 | 改正の概要](#)

2. 財務R4の対応の流れとリリース予定時期

財務 R4 では1次版のリリースと、2次版およびクラウドでの証憑データ保管サービス（別途有償）のリリースの2段階で、改正後の電子帳簿保存法への対応を予定しています。

リリース予定時期と対応の概要は次の表をご覧ください。

電子取引に係るデータ保存（区分3）のポイント

令和4年1月1日以降に行う電子取引の取引情報から、その電子取引データを保存要件に従って保存しなければなりません。



システムを利用せずにフォルダーへのファイル保存により保存要件を満たすことも可能ですが、財務R4 1次版を利用した場合と、システムを利用しないフォルダーへのファイル保存では次の違いがあります。

- ・財務R4による電子取引データの検索機能が確保されます（日付・金額・取引先による検索）
- ・システムを利用しない場合に必要となる電子取引データへの索引簿（インデックス）が不要になります。

システム	電帳法の区分	保存要件への対応	対応概要
1次版：財務R4 Ver.21.40 リリース時期：2022年1月末	電子取引に係るデータ保存（区分3）	○ *1 右の条件 有り	財務R4による検索機能の確保（日付・金額・取引先による検索） + *1 事務処理規定の作成と運用 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を作成し運用が必要
	スキャナ保存（区分2）	×	スキャナ保存要件に対応していません
2次版：財務R4 Ver.22.X + 有償サービスの購入 リリース時期：2022年8月頃	電子取引に係るデータ保存（区分3）	○ *2	財務R4と、クラウドでの証憑データ保管サービス（別途有償）により、電子取引データの保管と、その訂正・削除履歴管理をクラウド上で行います。 *2 この方法による事務処理規定の備付けの必要性については確認中です。
	スキャナ保存（区分2）	○	財務R4と、クラウドでの証憑データ保管サービス（別途有償）により、スキャンデータの保管と、その訂正・削除履歴管理をクラウド上で行う方法により要件を満たします。

※財務 R4 シリーズの全ラインアップが対象の予定です。2次版の有償サービスの対象システムは決まり次第ご案内します。

※電子帳簿等保存制度（区分1）には、財務 R4 の現行バージョンで対応しています。

3. 財務R4 1次版の対応【2022年1月末予定】

財務R4の1次版では、「電子取引に係るデータ保存制度（区分3）」の要件である「検索機能の確保（検索項目は取引年月日、取引金額、取引先）」に対応します。

4つの措置要件のうち「④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定の備付け」による対応となりますのでご準備をお願いします。



電子取引データを財務R4の仕訳との紐づける機能の使用は必須ではありません。
機能を使用されない場合は、以下の通りご準備ください。

財務R4 1次版 電子取引データの結びつけ 機能の使用	電子取引データの保管	電子取引データへの 索引簿の作成（※1）	事務処理規定の備付け
使用する	必要	不要	必要
使用しない		必要（※2）	

※1： [国税庁参考資料：索引簿の作成例（Excel/11KB）](#)

※2： 前々年の売上が1千万円以下で税務調査においてダウンロードの求めに応じる場合は不要

3-1. 事前準備が必要

事前準備として電子取引データを、フォルダーを使ってファイル管理してください。

保存先フォルダーの作成や運用ルールを決めて、電子取引データを所定の場所に格納するようにしてください。

作成例：取引先ごと月別に保存する場合	作成例：月別取引先ごと保存する場合
<電子取引データ> <A取引先> <2022年1月分> 20210120_11000_（株）A社納品書.pdf 20210131_22000_（株）A社請求書.pdf <2022年2月分> 20210210_33000_（株）A社納品書.pdf 20210220_44000_（株）A社請求書.pdf <B取引先> <2022年1月分> 20210125_55000_（株）B社納品書.pdf 20210130_66000_（株）B社請求書.pdf <2022年2月分> 20210225_77000_（株）B社納品書.pdf 20210230_88000_（株）B社請求書.pdf :	<電子取引データ> <2022年1月分> 20210120_11000_（株）A社納品書.pdf 20210125_55000_（株）B社納品書.pdf 20210130_66000_（株）B社請求書.pdf 20210131_22000_（株）A社請求書.pdf <2022年2月分> 20210210_33000_（株）A社納品書.pdf 20210220_44000_（株）A社請求書.pdf 20210225_77000_（株）B社納品書.pdf 20210230_88000_（株）B社請求書.pdf :

3-2. 財務R4での電子取引データ（証憑）と仕訳の紐付け操作

財務R4の仕訳入力等の各入力画面に電子取引データとリンクする「証憑」ボタンを追加します。

「証憑」ボタンを押し、上記の事前準備により管理している電子取引データのファイルを指定して仕訳や伝票に紐付けます。

※この紐付けではデータファイルそのものは会社データ内には保存されません。データファイルへリンクするためのパス情報が保存されます。

※取引先名で検索できるようにするために、取引先名を摘要に入力すること、または補助科目として登録・入力することが必要です。



フォルダー+ファイルを指定(PC、サーバー等)



ファイル指定について

- 紐付けできるファイルの種類は限定されません
- 1ファイルのみ紐付けできますが、紐付け時に複数のファイルを1ファイルに圧縮し、圧縮したファイルの指定も可能です

仕訳入力や振替伝票で電子取引データを紐付けした場合、次のようなアイコンにより証憑へリンクされていることを表します。

アイコンをクリックすると、電子取引データのプレビュー表示、または、ファイル選択画面が表示されます。



仕訳に電子取引データ紐付けされている場合



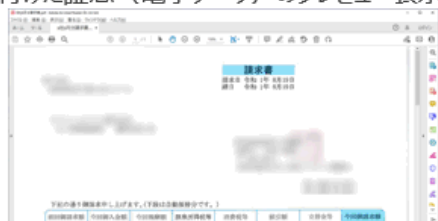
振替伝票に電子取引データ紐付けされている場合



アイコンのクリック

ファイルが1つ貼り付けられている場合

貼り付けた証憑（電子データ）のプレビュー表示



ファイルが複数（圧縮）貼り付けられている場合

解凍したファイルの選択画面表示



3-3. 財務R4での電子取引データの検索

日付、金額、取引先での検索に加え、「電子取引データの紐付けあり」で検索できる条件を追加します。この条件を指定することで、電子取引データが紐付けされた仕訳を検索できます。

The screenshot shows the '仕訳検索' (Journal Entry Search) window. The '検索条件' (Search Conditions) tab is selected. The 'AND' operator is chosen. The '基本(F5)' (Basic) sub-tab is active. The '入力アプリ名' (Input Application Name) section contains a list of applications, with '電子データ' (Electronic Data) highlighted by a red dashed circle. Other sections include '付箋種類' (Sticker Type), '伝票種類' (Voucher Type), '入力形式' (Input Format), '作成方法' (Creation Method), '資金区分' (Fund Classification), '手形期日' (Bill Maturity Date), '証No.' (Certificate No.), '任意項目1' (Optional Item 1), '任意項目2' (Optional Item 2), '入力ユーザー' (Input User), '入力日付' (Input Date), and '伝票種類' (Voucher Type).

3-4. 事務処理規定について（1次版での必須条件）

必須条件として、正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め備付け、その規定に沿った運用が必要になります。

国税庁から事務処理規定のサンプルが公開されています。こちらを参考にお客様の事業形態に合わせて作成してください。

また、事務処理規定の中で記載されている「取引情報訂正・削除申請書」もご準備ください。

[国税庁 | 参考資料（各種規程等のサンプル）](#)

[電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（法人の例）（Word/16KB）](#)

[電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（個人事業者の例）（Word/15KB）](#)

3-5. 財務R4 1次版での制限事項

(1) 仕訳、伝票に紐づいた電子取引データを確認できるのは、保存された電子取引データにアクセス可能なPC環境に限られます。

※財務R4のネットワーク版をご利用の場合

電子取引データを共有フォルダーへ保存し、その共有フォルダーへ各クライアントからアクセスが可能であれば、財務R4の各クライアントから電子取引データを確認できます。

※データ共有している会社データに、顧問先で電子取引データを紐付けた場合、会計事務所側では電子取引データを確認できません。会計事務所側で電子取引データを確認したい場合は、顧問先から電子取引データのファイルを取得してください。

※紐付けてされたリンク先のフォルダーに電子取引データが存在しない場合、紐づけ先のフォルダー名のみが表示されます。

(2) PCの入れ替えが発生した場合は、入替前と同様のフォルダー構成で、電子取引データを入替後のPCにコピーで保存する必要があります。

(3) 仕訳履歴の削除は行わない運用で利用してください。（電子取引データの紐づけ情報の履歴が消えてしまうため）

(4) 電子取引データ保存フォルダー、ファイル名は変更しないでください。

(5) 電子取引データを差替える場合は、差替え前のデータはフォルダーに残し、新データのファイル名称を変更する必要があります。

4. 財務 R4 2次版と「クラウドでの証憑データ保管サービス(別途有償)」による対応【2022 年 8 月頃を予定】

Weplatクラウドサービスに新たにクラウドで証憑データ保管サービス（別途有償）を追加し、以下の対応を予定しています。

「クラウドでの証憑データ保管サービス（別途有償）」を購入されない場合は、1次版の運用方法を継続して頂くことも可能です。

「クラウドでの証憑データ保管サービス（別途有償）」を購入された場合は、1次版で仕訳、伝票と紐づけた電子取引データを、2次版ではクラウドへ移行することが可能になります。

※対応内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

4-1. 電子取引に係るデータ保存（区分3）への対応について

●Weplatクラウドサービスで、電子取引データの保管と、その訂正・削除履歴管理をクラウド上で行います。

検索した仕訳から電子取引データの変更履歴の確認と、原本のダウンロードができるようにします。

変更履歴表示

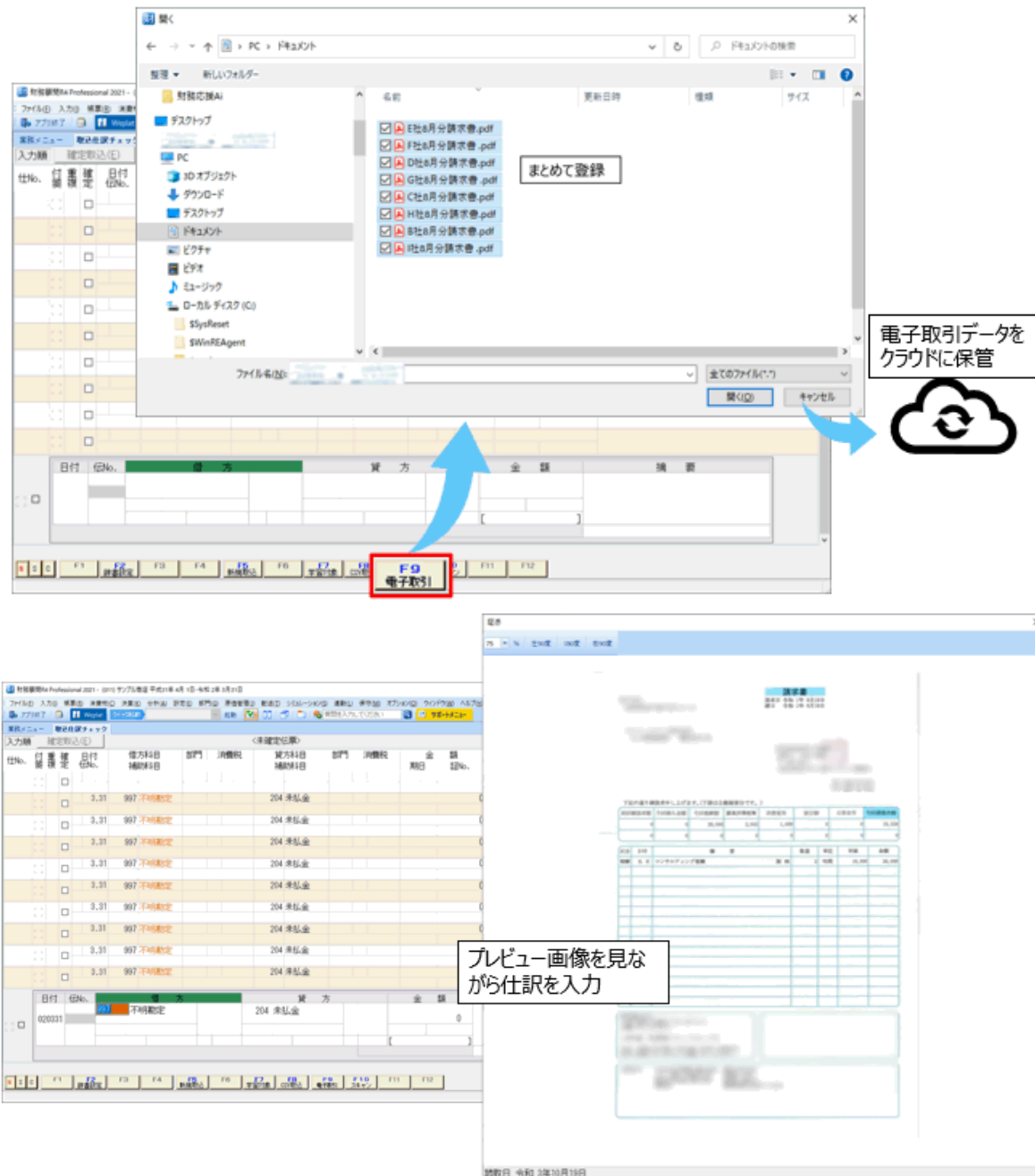
更新日時	操作	保管データ
2021/10/20 17:28:23	変更	ダウンロード
2021/10/10 09:05:14	変更	ダウンロード
2021/10/02 10:34:52	変更	ダウンロード
2021/10/01 18:15:30	新規登録	ダウンロード

ローカルへ原本がダウンロードされる

●仕訳と電子取引データを紐付けした一括取り込みに対応します。

財務R4の入力メニュー → [取込仕訳チェック] に、電子取引データを一括取り込みできる機能を追加し証憑のプレビュー画像を見ながら仕訳入力できるようにします。

1次版では財務R4の仕訳・伝票入力画面から個々に「証憑」ボタンを押して、電子取引データとの紐付けが必要ですが、2次版では複数のファイルを一括指定し仕訳入力できるようにします。



●2次版で、1次版においてローカルに保存した電子取引データをクラウドへアップロードする機能を提供します。

4-2. スキャナ保存（区分2）への対応について

Weplatスキャンサービスを、電子帳簿保存法のスキャナ保存制度（区分2）の要件に対応します。電子取引に係るデータ保存（区分3）と同様に、Weplatスキャンサービスにおいてもスキャンデータの保管と、その訂正削除履歴管理をクラウド上で行う対応をします。

検索した仕訳からスキャン証憑の変更履歴の確認と、原本がダウンロードできるようにします。

変更履歴表示

更新日時	操作	保管データ
2021/10/20 17:28:23	変更	ダウンロード
2021/10/10 09:05:14	変更	ダウンロード
2021/10/02 10:34:52	変更	ダウンロード
2021/10/01 18:15:30	新規登録	ダウンロード

ローカルへ原本がダウンロードされる

また、取込仕訳チェックから直接スキャンし、クラウドにアップロードできるようにします。

スキャンしたデータをクラウドにアップロード

スキャンデータをクラウドに保管

5. よくあるお問い合わせと回答

◆電子取引に係るデータ保存制度（区分3）に関して

Q1	財務R4の1次版（Ver.21.40）のリリース後は、仕訳または伝票に電子取引データの紐づけ操作は必須ですか？
A1	必須ではありません。 財務R4を利用せずにフォルダーへファイル保存する方法でも保存要件を満たすことは可能です。
Q2	財務R4の1次版（Ver.21.40）で、仕訳または伝票に電子取引データを紐づける方法と、システムを利用せずにフォルダーへファイルを保存する方法とではどんな違いがありますか？
A2	次の違いがあります。 ・財務R4による電子取引データの検索機能が確保されます（日付・金額・取引先による検索） ・システムを利用しない場合に必要となる電子取引データへの索引簿（インデックス）が不要になります。
Q3	会計事務所と顧問先でデータ共有を利用しています。 顧問先の財務R4で、仕訳または伝票に紐づけている電子取引データを会計事務所でも見ることができますか？
A3	財務R4の1次版では見ることはできませんが、2次版と有償サービスを利用している場合に見ることができます。
Q4	電子取引に係るデータ保存制度（区分3）の要件を満たすために、財務R4の設定メニュー［会社基本情報変更］→［電子帳簿設定］タブで「電子帳簿保存」を「する」に設定が必要ですか？
A4	必要ありません。 電子帳簿等保存制度（区分1）を選択される場合には、「電子帳簿保存」を「する」に設定してください。

以上、よろしくお願いいたします。